

[相談窓口]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	私学振興・青少年課
担当係	青少年係
連絡先	058-272-8238

相談窓口名	岐阜県青少年SOSセンター				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	県内にお住いの39歳までの子ども・若者の方とその保護者	対象年齢	39歳まで	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>「子ども・若者総合相談窓口」として、県内の青少年（概ね39歳まで）を対象に、いじめ、不登校、ひきこもり、人間関係、家族関係、障がい、就労など、青少年に関わる悩みに耳を傾け、一緒に解決方法を考えたり、専門の相談窓口や支援機関を紹介。</p> <p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県青少年SOSセンター 電話：0120-247-505 E-mail: s-soudan@govt.pref.gifu.jp <p>【相談対応者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任相談員、臨床心理士及び社会福祉士 臨床心理士は、原則第4金曜日の12:00～16:00 社会福祉士は、原則第2金曜日の13:00～17:00 				
対応期間	全期間				
対応時間	365日24時間（但し、20時～翌9時までは、緊急相談に限る）				
相談先	岐阜県青少年SOSセンター				
相談方法	電話・FAX・メール・面談				
相談時注意点	臨床心理士、社会福祉士との面談は要予約				
問合せ先	・県私学振興・青少年課(058-272-8238)				

[相談窓口]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	地域福祉課
担当係	生活支援係
連絡先	058-272-8264

相談窓口名	生活困窮者自立相談支援窓口				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	生活困窮等により悩んでいる方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	○
相談窓口 概要	<p>生活の困りごとや悩みを抱えている方に対し、専門の支援員による相談支援を実施。</p> <p>具体的には、「失業して家賃が支払えない」、「仕事が見つからない」、「家計が苦しい」、「相談相手がいない」などでお悩みの方に対して、支援員が支援プランを作成し、家計の立て直しや就労に向けた支援を実施。</p> <p>【相談窓口】（上記、関連HPを参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市にお住まいの方は、各市が設置する窓口 ・町村にお住まいの方は、岐阜県社会福祉協議会が設置する窓口（福祉・農業会館や一部総合庁舎内に設置） 				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30～17:15				
相談先	各市が設置する窓口・岐阜県社会福祉協議会が設置する窓口				
相談方法	電話・メール				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・市にお住まいの方は、各市が設置する窓口（上記、関連HPを参照） ・町村にお住まいの方は、岐阜県社会福祉協議会が設置する窓口（上記、関連HPを参照） 				

[相談窓口]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	地域福祉課
担当係	地域福祉係
連絡先	058-272-8435

相談窓口名	あなたはひとりじゃない（支援窓口案内サイト）				
	関連HP	内閣府（孤独・孤立対策推進室）			
対象者	誰にも頼れず、ひとりで悩みごとをかかえている方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>誰にも頼れず、ひとりで悩みごとを抱えている方向けに、チャットボット形式で、約150の国の制度や相談窓口の中から利用者の悩みに応じたものを案内</p> <p>悩みの分類としては、以下の12種類 （食事・住まい・家事、生活や医療に係る費用、仕事・職場、妊娠・出産、子育て、一緒に暮らしている人との関係、介護、犯罪被害、消費者被害、病気・依存症／社会復帰、交通事故・災害、新型コロナウイルス、悩みを話せる場所がない）</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	365日24時間				
相談先	サイト（チャットボット）				
相談方法	サイト（チャットボット）				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・内閣府 孤独・孤立対策推進室（03-5253-2111（代表））				

[相談窓口]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	地域福祉課
担当係	地域福祉係
連絡先	058-272-8435

相談窓口名	18歳以下のみなさんへ（支援窓口案内サイト）				
	関連HP	内閣府（孤独・孤立対策推進室）			
対象者	人には言えない悩みごとをひとりでかかえて苦しんでいる方	対象年齢	18歳以下	匿名対応	○
相談窓口概要	18歳以下の方を対象に、学年（年齢）や悩みの種類（学校、家族、友人、自分等）、具体的な悩み（勉強のこと、将来への希望、友人関係等）、希望する相談方法から自身に該当する項目を選択することで、適切な支援窓口を紹介。				
対応期間	全期間				
対応時間	365日24時間				
相談先	サイト（チャットボット）				
相談方法	サイト（チャットボット）				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・内閣府 孤独・孤立対策推進室（03-5253-2111（代表））				

[相談窓口]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	障害福祉課
担当係	発達障害支援係
連絡先	058-272-8314

相談窓口名	発達障がい者支援コンシェルジュ				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	成人期の発達障がいのある方	対象年齢	概ね16歳以上	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>成人期の発達障がいのある方やそのご家族等に対し、就労に重点を置いた相談支援を実施。</p> <p>具体的には。就労したい方への相談支援や就労されている方でも職場内での困りごとなどについて相談支援。</p> <p>【相談窓口】（上記関連HPを参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各発達障がい者支援コンシェルジュ 				
対応期間	全期間				
対応時間	各発達障がい者支援コンシェルジュによる				
相談先	各発達障がい者支援コンシェルジュ				
相談方法	電話・対面				
相談時注意点	対面による相談は、電話での事前の予約が必要				
問合せ先	各発達障がい支援コンシェルジュ（上記関連HPを参照）				

[相談窓口]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	子ども家庭課
担当係	子ども支援係
連絡先	058-272-8395

相談窓口名	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター				
	関連HP	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページ			
対象者	ひとり親、離婚を考えている方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	○
相談窓口 概要	<p>ひとり親家庭や離婚を考えている方に対して、就業や養育費等に関する相談のほか、就業に役立つ資格取得、セミナー等の開催及び支援の情報を発信し、ひとり親等の就業・自立支援及び仕事や子育て等の様々な困りごとの相談支援等を実施。</p> <p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター <li style="padding-left: 20px;">〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 <li style="padding-left: 40px;">（OKBふれあい会館第2棟9階） 電話：058-268-2569 FAX：058-216-1883 メール：shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp 				
対応期間	全期間				
対応時間	月～土曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）				
相談先	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター				
相談方法	電話・メール・対面・オンライン				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 電話：058-268-2569 FAX：058-216-1883 メール：shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp（上記、関連HPを参照） 				

[相談窓口]

②生活資金不足・生活困窮・就労

担当課	産業人材課
担当係	人材確保係
連絡先	058-272-8406

相談窓口名	岐阜県若者サポートステーション				
	関連HP	岐阜県若者サポートステーションホームページ			
対象者	就労について悩んでいる方	対象 年齢	15歳 ～49歳	匿名 対応	×
相談窓口 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルタント（国委託事業）や臨床心理士によるメンタルカウンセリング(県事業)を通じて、個人ごとに自立支援プログラムを作成・実施 ・職業意識、勤労観の醸成を図るため、各種セミナー・サークルや就業体験を実施 ・高校中退者に対する職業自立支援を実施 ・合宿形式を含む生活面などのサポートと職場実習の訓練を集中的に実施 				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 10:00～17:00				
相談先	岐阜県若者サポートステーション				
相談方法	対面（電話、メールにて利用についてのご相談可）				
相談時注意点	ご利用については事前の予約が必要				
問合せ先	・岐阜県若者サポートステーション（058-216-0125）				